

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場 対策に関する意見交換会

概 要

【配布資料】

次第

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場緊急対策の実施状況

竹の内産業廃棄物最終処分場関連モニタリング実施状況

竹の内産業廃棄物最終処分場に係る支障除去対策のスケジュール

日 時：平成18年1月16日（月曜日）

午後3時00分から午後4時30分

場 所：村田町沼辺地区公民館

司会 それでは、そろそろお時間でございますので、早速始めさせていただきます。

ただいまから村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策に関する意見交換会を開催いたします。

まことに申しわけございませんが、時間の関係がございまして、4時半終了ということで進めさせていただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに村井知事よりごあいさつ申し上げます。

知事 皆さんこんにちは。

昨年11月21日に宮城県知事に就任をいたしました村井嘉浩でございます。今まで県議員を3期10年やっておりますので、顔を見たことがあるという方もおられるかと思えます。今日は、知事就任後初めて、この竹の内地区に視察に参りました。まず、皆様にも今まで大変不愉快な思いをさせてきたことにつきまして、新知事としても心からおわびを申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

県議会議員を私も3期10年務めておりまして、この竹の内地区にも視察に来たことが実はございました。今まで地元の伊勢 敏議員と一緒に、県の対応が生ぬるいということや、議場の方から知事に向かってお話ししてきたわけでありまして、したがって、今までの経緯、それから県が今まで皆さんにどういう対応をしてきたかということは、十二分に認識しているつもりでございます。町長さんからもこの問題は新知事になったならば、最優先で取り組むべき問題なので、知事に就任したらすぐに来て、地元の皆様、そして町の役場としっかりと心を開き合って、納得できるようにしっかりやってほしいということをお話いただいていたわけでありまして、そういったことで、今日は参りました。

今、こちらに来る前に現場に行きまわってまいりまして、約1時間でございますが、現地を見てまいりました。以前、三、四年前だったと思いますが、こちらに県議員として来たときと随分地形も変わりがございまして、対策も少しずつとられているかと思えますけれども、まだまだ皆さんとしてはご納得いただけない部分、言い足りない部分があるかと思えますので、きょうは1時間30分という時間ではありますけれども、お時間をとらせていただきました。皆さんからいろんなご意見を賜りまして、県の方針にかかわることは私から、そして細かい技術的なことにつきましては、担当の部長なり、担当の課長からお話しさせていただきたいと思っておりますので、忌憚なくいろんなご意見を賜ればと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

司会 続きまして、村田町長にごあいさつをお願いいたします。

村田町長 皆さん、こんにちは。そして、大変ご苦労さまでございます。

今日は、村井知事をお迎えするということでございましたから、ご案内のとおり、おてんとうさんの方も大変温かな形でお迎えをさせていただいたということでございます。今後の対策の問題解消につきまして、このような形で進めていただければと願うところであり、そして地元の皆さん方に一日も早い形で安全安心を与えていただければと、心からのお願いを申し上げさせていただきたいと思っております。

知事には、今ごあいさつにいただきましたように、ぜひ知事にご就任いただきまして、そしてこの懸案事項を改善改革していただきたいと強くお願いを申し上げておったところでございます。年末に知事にごあいさつに行った折に、いち早く今日の日程を設定しておりますということでご案内をいただいたところでございますから、今日は、足元の悪い中、積極的に、意欲的に現場を見ていただいたということでございます。それぞれ地元の方々からも、私どもにもお話をいただきながら、あるいは会議を開かせていただきながら、この対策につきまして、検討を重ねさせていただいております。県の今日までのそれぞれのお示しになった内容についても、あらかじめ理解はするものの、今なお不安なところがあるというのが正直なところでございます。つきましては、どうぞ今日の意見交換会等々も含めまして、実りのある形で、そして今後につなげていただくような会議になりますことを心からお願い申し上げながら、知事に対する歓迎御礼と、そしてお願いの言葉にかえさせていただければと思っております。大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

司会 ありがとうございます。

それでは、続きまして、地元選出県議会議員でいらっしゃいます伊勢 敏先生にごあいさつをお願いいたします。

伊勢県議会議員 皆様、こんにちは。ご紹介いただきました地元の県議会議員の伊勢でございます。きょうは村井知事に県政の重要課題である竹の内産廃処分場を就任後早々に地元に来ていただきまして、現地をくまなく見ていただきました。そして、これから住民の皆さんの声をお聞きいただくということで、大変感謝と敬意を評する次第であります。

何といたっても、前知事が恒久的安定対策ということで、県でも動いておりますけれども、いろんな気がかりがあり、国の特措法の補助対象にもならないような雰囲気があります。ということで、大変県の財政も厳しい折でありますけれども、住民の生活上の不安をなくすということが、一番の眼目でありますので、財政に余り固着することなく、ぜひ今までどおり進めていただきたいと思っておりますし、また約1億円かけて実証試験もする予定にしております。その期間も県議会でもいろいろ議論してお聞きしておりますが、少し時間がかかるのではないかとということもありますけれども、ぜひ一日も早い原状復帰をするためにも、実証試験の促進、それから最終的にこの竹の内処分場の跡地をどうするか、土地の利用の方法、それから、まだまだ健康で苦しんでいらっしゃる人も多々おりますので、今日は健康対策課長がお見えでありますし、その辺のこともお聞きしてお帰りいただいて、十分な対策を講じていただきたいと思っております。

今日は第1回目ということでありますけれども、1回だけではなしに、いろんな幅広い住民の声をお聞きしていただいて、対策を講じていただきたいと。私も地元の議員として、皆様の声をお届けする役目でありますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

本日は大変知事に感謝を申しながら、ごあいさつにかえさせていただきます。

また、住民の方々、本当に十何年間ご苦労さまでございます。村井知事にかわっても、一生懸命対策を講じていただくということで、皆さんから忌憚のないご意見を出していた

できればありがたいと思います。ありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

それでは、次に処分場支障除去対策の実施状況につきまして、廃棄物対策課長の山田よりご説明を申し上げます。

廃棄物対策課長

私の方から、今日お手元の方に配付させていただきました資料に基づきまして説明させていただきます。昨年8月、新たな恒久対策の中身等につきましてご説明しております。また、恒久対策の前の緊急対策というものを実施中でありました。その内容や今後どういいうスケジュールで行うかにつきまして、簡単に説明させていただきたいと思います。

資料の表紙を1枚めくっていただきますと、まず最初に緊急対策の実施状況というA4版で1枚の資料がございます。その次に、カラー刷りで、処分場の図面が出てくる資料があります。今年度、昨年4月から、竹の内総合対策検討委員会の方から緊急対策として実施すべきということで、住民の要望、要求を受けた中身でもありますが、緊急対策を実施してまいりました。1から7まで実施しております。

まず1番目が側溝・法面对策ということで、処分場の真ん中辺りの東側の法面のところにシートをかぶせております。次のページの写真でいいますと、右端の真ん中にございます。法面にシートを敷きまして、その下側にはガスの通り道を通してございます。そこから出るガスを吸引いたしまして、この写真で右上にあります、ガス処理施設で硫化水素等を処理しまして、無害にして放出しているという状況です。これが9月30日までに終了して、現在稼働しております。

それから、2番目にスポット覆土対策ということで、先ほどのシートの写真の左側の方に、鹿沼土の仮置きという形で写真が載っておりますが、これは継続的に実施しております。なお、ガスが放散しているというところに、この鹿沼土を敷いて、緊急的な対応を行っております。

3番目のポンプ対策というのは、処分場内の浸出水を業者が汲み上げておりました。先ほどの法面の辺りのところから、南の方に池が三つありますが、そちらにポンプで汲み上げておりました。そのポンプがどうも経年変化で、動いていないということがありまして、それを稼働させるために、そのポンプを更新しました。これも完了しております。

4番目の冠水対策ということで、皆様のご要望もあるわけですが、先ほどの写真が載っている図面の上の方が北側になりますけれども、ここに町道がございます。この町道が、雨が降ると容易に冠水するということがございました。その原因が、町道の方はどちらかという図面でいけば左側、方位でいけば西側の方に傾斜がついていまして、処分場の西側のところに水が集まってきております。昔は青線だったわけですが、処分場の中をとって東側の水路に抜けるような状況でありました。廃棄物の埋立にともない、その機能を代替えるために業者の方でポンプを使い、この水路に強制的に流すようにしていたわけですが、それがどうも経年変化で働かなくなっているということがあって、西側、北側が冠水する状況になりましたので、新たにポンプを設置しまして、西側の側溝から水

を強制的に汲み上げ、東側の水路の方に排水するという工事を行いました。これも終了いたしましたしております。そのポンプの写真は、この図面の写真の左側の真ん中にございます。

それから、モニタリングですが、これにつきましては、これまで継続している内容でございまして、今も継続させていただいております。

6番の管理強化対策ということで、南側の池等がございましたが、そこに万が一お子さんなどが紛れ込んで落ちたりする事故が考えられるので、柵を設けたり、要するに安全対策ということで、これも終了しております。

それから、7番の健康対策につきましては、既に実施した内容ですが、専門医による健康相談、健康診断という形でさせていただいております。これは今後も実施の予定がございます。ということで、緊急対策について実施させていただいたところでございます。

なお、この緊急対策につきましては、あくまで昨年の段階で必要というものにつきまして行いました。今後、恒久対策を実施するまでの間において、新たに緊急な対策を要するものについては、今後、これで終わりという訳ではなく、必要に応じて緊急対策の実施は検討してまいります。

緊急対策は以上でございまして、次にモニタリング対策ということで、その具体的な中身をお示ししたものであります。硫化水素の連続モニタリングは継続しております。状況のデータにつきましては、毎月発行している「県からのお知らせ」で皆様の方にお示し申し上げているとおりであります。

それから、硫化水素の発生状況等調査ということで、既に業者が設置したガス抜き管部分をモニタリングしております。また、昨年度掘りましたボーリング孔を使いまして、新たにモニタリングを始めたところもございまして、これらについては、次の裏面を見てくださいと、硫化水素濃度の経月変化と、それから真ん中のボーリング孔観測井の硫化水素濃度ということで、データはご覧いただけると思います。上の方がかつてからあるガス抜き管のものですが、こちらは下がっていますが、真ん中の平成16年ボーリング孔観測井につきましては、見ていただくと分かるのとおり、900ppmとか1,200ppmという非常に高い濃度が観測されております。このボーリング孔につきましては、既存のガス抜き管と同様に改修いたしまして、今後、毎月計測していく予定であります。

それから、発生ガス等調査でございますが、これは年4回行ってございまして、去年は近傍地区と同じということでございましたが、今年もやはり近傍地区と違う数値は出ていない状況です。

それから、4番の水質調査の結果でございますが、これについては処分場内の浸透水と、処分場から出ていく放流水の水質の検査を継続的にやっております。その結果は、次のページの水質調査の結果のところにデータが載っていますが、この横バーが基準値でございます。下の方に出ているデータが実際の観測値でございまして、今のところは基準値内で推移しているということでございます。

それから、ダイオキシン類調査については4ページの裏面になりますが、放流水等観測井のダイオキシンを調査しております。調査箇所が書いてあるとおりでございまして、その表の右の方にグラフがあって、その下に基準があります。地下水で1pg-TEQ/Lですね。放流水10pg-TEQ/Lですが、グラフを見ていただきますと分かりますとおり、それ以下であ

るという状況であります。

それから、臭気調査ということで、臭気判定士によるにおい調査を人間的感覚でやるということでございます。これは、昨年度と今年度を実施しておりますが、昨年度の調査で臭気指数26という数値が出たポイントがあります。これは、先ほどの法面对策をやった辺りでございました。今年、同様の調査をやりましたところ、臭気指数は10未満ということで、10未満というのは数値が出ないということで、かなりその意味では改善されたと考えております。これについては対策の効果がある程度出たのかなと思っております。これが緊急対策の実施状況と、それらに関連しますモニタリングの現在のデータの状況であります。

それから、最後のページが今後の支障除去対策のスケジュールです。PRB工法と多機能性覆土を中心とするものです。それに冠水対策が入ってまいります。このスケジュールでございますが、一応今年度が17年度ということで、このスケジュールの上の表にありますとおり、現在基本設計を実施するための調査、試験によろやく入っているところでございます。これまでボーリングを行ってきましたが、調査はこれから始まるところです。それから、試験もこれからです。まだ具体的には入っておりません。それらを踏まえて、18年度になります。基本設計の作業に入ります。基本設計が18年度中に多分終わるかなということで、その後実施設計をやらなくてはいけないということになりまして、18年度中かあるいは19年度に入ってからになるかと思っておりますが、今のところまだそのスケジュールは完全には固まっておりますが、19年度あたりから実際の工事に入るだろうというふうに、現在のところ、スケジュールでは見ております。それで、現在、調査、基本設計に入っておりますので、この内容の情報等については、地元の村田町、あるいは地権者の方、5者協議会を通じてという形で情報提供し、協議をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

それから、その次にモニタリングの実施ということが書いてあります。これについては、今モニタリングを、先ほど説明したように実施いたしておりますが、今後具体的な工事に入りますと、これまでのモニタリングでいいということにはならないので、新たなモニタリングをすることになると思っております。ですので、工事が始まる前に、今のところ考えているのは、県と地元の町、あるいは住民の皆様、それから外部の専門家の方々を構成員とする評価委員会、仮称でございますが、それをつくりながら、工事についてのモニタリングをして、成果についての評価もしていただくという形で、現在のところスケジュールを組んでございます。基本設計、実施設計の作業が大体18年度で、実際の工事に入るのが19年度ぐらいというのが今のところのイメージであります。

その下のページは、基本設計の詳しいスケジュールということでございますが、これからのいろんな試験に入っていく状況にあると見ていただきたいと思います。ただ、地下水の状況だけは、四季がありますので、やはり春夏秋冬、雨が多い少ないというのがありますので、ある程度1年間のデータをとらなくてはいけないということなので、これを待たなくてはならないので、基本設計の作業をある程度やりながら、このデータも踏まえて、基本設計が大体終わるのは18年度の10月位かなというスケジュールで作業が進んでございます。以上が私の方から処分場の支障除去対策の実施状況ということの説明の内容でございます。

ます。以上で終了いたします。

司会 それでは、これより意見交換会の形をとらせていただきますが、ここからの進行につきましては、三浦環境生活部長が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

環境生活部長 どうも皆さん、今日は大変ご苦労さまです。県の環境生活部の三浦でございます。

それでは、これから4時半までの限られた時間ではございますが、率直に皆様方のご意見、ご質問等をお寄せいただきまして、私どもから回答させていただくということでの質疑応答をさせていただきたいと思っております。

ただいま担当の山田課長から、スケジュールとか今設計を進めている状況とか、そういうお話をさせていただいたわけでございますので、今後皆様、何とぞよろしくご協力、ご支援のほどお願いしたいと改めてお願い申し上げる次第でございます。

それでは、早速これから意見交換会を始めさせていただきますけれども、大変恐縮ではございますが、お名前をおっしゃってから、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきながら、これから進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、どなたでも結構ですので、ご質問、ご意見、よろしくお願いいたします。

住民A 座ったままで質問させていただきます。私、町内のAと申します。

今まで何十回だか、とにかくここでこうした会合を開いているわけですが、とにかく県の方々も竹の内の件については、かなりいろいろと心配されて、考慮されて、どうしたらいいかやっていっていることと私らにも分かります。しかし私は、前浅野知事が今までやってきたその結果を聞いておりますと、何か腑に落ちない結果を出していたと感じております。今度、新しく村井新知事がここにおいでになっていただいたので、大変私は期待して、本日参った次第でございます。

私の言いたいことは、あそこから非常に濃度の高い硫化水素が出ている。人命さえもとられる危険な硫化水素でございます。確かにあの地に今まで何年もかかって大型トラックで運んだものですから、大量な産廃が入っているはずでございます。ところが、こうしてあの有毒な硫化水素が出ている以上は、人間の命が大切なのか、お金が大切なのか、そこを県の皆様によく理解してほしいんです。どこかに行って聞いてみてください。村田町はごみの町だと。村田の米は食べられないと言う方もいらっしゃいます。村田にこんな汚名を着せて、県でのこのこととしていられますか。いつか私このことを話したかったんです。本日ここに新しく村井新知事さんがおいでになったので、私はここで質問したくて、今日、来たわけでございます。

私の考えていることは、確かに撤去することは大変です。ところが、命の方がもっと大切だと私は思います。だから、私は今声を大にして話しているんです。これからも皆さんからいろんなご質問が出ると思いますが、私は私なりのこうした意見を述べさせて、後の

方にバトンタッチさせていただきます。どうか県の皆さん、私の意見をよく理解してください。終わります。

環境生活部長 ありがとうございます。

今、Aさんから人間の命か、お金が大切かと聞かれましたが。私たちはもちろんお金ではなくて、住んでいる方々の命の安全性が何よりも大事であることが基本であるということ、これを県としても最重要課題だと考えています。もちろん村井知事もそこが基本であるということで、私どもそれをベースにして対策を考えていく、それは変わっておりません。そういうことで、今日ここに臨んでおりますので、とりあえずお答えさせていただきたいと思えます。

それでは、後よろしいでしょうか。

住民A とにかくよろしくをお願いします。

環境生活部長 ほかにどんどんご質問をお願いします。はい。

村田町長 ちょっと私の方から基本的なことをお願い申し上げたいのですが、実は過般、関係する方々と会議を持たせていただきまして、きょうは新知事が来られるということですから、要領よく効果の上がる形でということで、あらかじめ項目を設定させていただいて、そして伺い申し上げたい。もちろん今日おいでいただいている方々にも自由に発言していただくのは当然だろうと思えますが、基本的にまとめさせていただいたものを、それぞれの分野の方たちから5項目ほどお願いを、そしてご回答いただければと思っております。

私の方から2点お願い申し上げたいのですが、一つは委員会の立ち上げ、いわゆる組織の設定です。昨年9月1日に知事に出させていただいた要望書の中身には、地元、私どもも加えた形での委員会をぜひお願い申し上げたいと。そのことによって、透明性と皆さん方の理解をいただくということで、大事な委員会であろうということでございますので、この辺をぜひご検討をお願い申し上げたいと思っております。

もう一つは、基本的には今日まで、現在も全量撤去ということをお願い申し上げておったところでございます。しかし、ここは良い悪いは別として、県から許可をいただいた処分場でございます。基本的には35万4,000トンが103万トンという状況でございます。3分の2以上は、不法投棄と言わざるを得ないと解されます。したがって、この超過されている部分については、ぜひ撤去をお願い申し上げたいというのが、皆さん方から、そして私どももそのとおりだろうと理解するわけでございます。与えられた処分場の35万4,000トン、これまたそれぞれ分析されまして、その原因となる安定5品目以外のものが検出されるのであれば、これまたそれらの処理を当然していただくことが必要であろうという状況になるわけでございます。その辺につきましては、私からこの2案件につきましてお願い申し上げたいと思えます。

あと、それぞれ地権者、あるいは守る会、あるいは行政委員会等々の方々からも引き続きご意見がなされることであろうと思えますので、よろしくお願い申し上げたいと思いま

す。

環境生活部長 それでは、今の町長のご質問にとりあえずお答えするというところでよろしいでしょうか。

それでは、まず知事から回答申し上げます。

知事 座ったままでお許しいただきたいと思います。

まず、今町長から2点、委員会の立ち上げということでございました。前々から住民の皆さんが入った、こういった委員会をつくってほしいというお話がありました。私どもの方としては、今廃棄物対策課がございますけれども、この竹の内問題に絞りまして対策室をつくらうということ、まず私が知事になりましてから決定いたしました。今のところ、私の考えといたしましては、廃棄物対策課の中に対策室をつくれれば同じことではないかということになりますので、廃棄物対策課の外に、竹の内問題に絞った対策室をつくりたいと思っております。それが一つです。

それから、工事が始まってまいりますと、当然、多機能性覆土と透過性反応浄化壁をつくる工事を行うわけでありまして、工事がちゃんと進捗しているのか、問題ないのかというものをチェックしていかなければなりませんので、これに関して評価委員会、仮称ですけれども、しっかり工事がなされているかどうかという評価委員会をつくっていただきたいと考えております。その際は、県と地元の役場と、そして住民の皆さん、全員というわけにはいかないでしょうから、何名の方かと、それとあと有識者の方、4者に入ってくださいまして、この評価委員会のようなものをつくっていただきたいと考えております。

町長がおっしゃった委員会というのは、この工事をやるかどうか、不法投棄分の撤去をするかどうかということも含め、検討するような委員会という意味合いでおっしゃったんだと思うんですけれども、とりあえずは今言いました多機能性覆土と透過性反応浄化壁を設置する工事でちょっと様子を見させていただけたいと考えております。これにつきましては、国からの補助金がなくなってしまうかもしれませんが、皆さんにご迷惑をおかけすることなく、県としては国にお願いしながら、どのような形であってもこの工事はしっかりとまいりまして、その結果をまず見させていただけたいということをお願いしたいと思っております。その際には、今言いましたように、評価委員会をつくりまして、皆さんにもしっかりと見ていただけたいと考えております。

それから、不法投棄分については撤去していただきたい、また安定5品目以外の廃棄物が出てきた場合には、責任を持って撤去してもらいたいということでございましたけれども、これつきまして、できましたらというか、一度今県が考えております対策をやらせていただきまして、しっかりと科学的なデータもとって様子を見させていただいた後に、改めて皆さんとともに協議をさせていただきたいとお願いしたいと思っております。私からは、大変長くなりましたが、以上です。

環境生活部長 対応を今知事からお話ししていただいたわけですが、これにつつま

して関連して何かございませんか。

住民B 本当はここで出るはずではなくて、最後に知事の首のあたりを洗ってあげようと思っていたところでございます。村田のBでございます。

まず最初に、こういう大変なときに知事になっていただいて、大変ありがとうございますというか、感謝を申し上げます。普通は「おめでとう」と言うんでしょうけれども、とても県政の大変なときになっていただいた。特に竹の内は大変でございます。ありがとうございます。

知事の采配一つでどうにでも動くということがございまして、我々期待で胸をわくわくさせているところでございます。先ほど委員会というお話がありました。実は昨年度も環生部長も委員を務めた委員会がありました。これは住民も入った委員会ですけれども、がたがた騒ぐばかりで、知事に報告書を出しておしまいと。どういうふうになるのかなと思って見ていたら、その委員会で話題にもならなかったPRBと多機能性覆土がぼっこりと出てきたと。これは委員の1人として、環生部長はどう思っているのかという感想を聞きたいわけです。委員会なんかはただの時間稼ぎというか、アリバイづくりに使われた。県の廃棄物対策課のホームページに報告書を載せただけで終わりです。その中で話題にもならなかったものが、去年の夏にここで前知事が甚だ暴力的に「やるのか、やらないのか」ということで選ばせられたのが、PRBと多機能性覆土、やる気あるのかないのかと、これは委員会で去年話題になったことも何もないわけです。

それで我々、支援の学者の先生たちとお話ししてございまして、こんなものは全然評価できないんだぞと、PRBを評価する学者にいまだかつて会ったことがございません。何でそんなのがぼこっと出てくるのという話でございました。部長もご存じだろうけれども、先進地に引っ張って行ってくださいということを私たち申し上げております。先進地はどこですか。アメリカなんです。アリゾナに引っ張って行ってもらうということになっているんですけれども、日本ではやったことがない。VOCに関してはやっているかもしれないけれども、重金属除去対策としては認められていない。日本みたいな高温多雨のところで機能するわけがないという学者の評価でございます。半年で目詰まりして役に立たなくなるという言い方をされております。

それで、先ほど町長がお話になったように委員会をつくる。その委員会も去年あったような、環生部長も入った、我々も入ったような全然機能しない委員会では、ただ騒ぐだけ、ガス抜きさせられたんですね、あそこで。それでは意味がないと思っております。ですから、まるっきり今までと違った委員会であればならない。

それでこの間提案されたのが、ここに書いてあるように、竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策実施計画書策定委員会というのができたそうですけれども、我々考えるには、廃棄物対策課が裏の方を向いて、住民の方に背中を向けて、町にも背中を向けて、裏の方でしこしこ責められないような、言い逃れのための委員会をつくったんだろうと思っております。我々の科学顧問であるH先生は、お話はあったそうですけれども、そんなのにはまざらないよということで、委員になることをやめたと。

それから、今、町と地権者の人とか地区と相談をしまして、仮称なんです、村田町竹

の内再生協議会というのを立ち上げさせていただいたということがございます。そこに我々を支援していただいた科学者の先生、お医者さん、それから弁護士の先生たち、そういう先生たちにみんな寄っていただいて、その対策協議会の顧問団を結成していただきました。これは最後に知事をお願いしようと思ったんですが、その顧問団の先生、それから我々ともう1回時間を割いて、きっちりしたお話し合いの場を設けていただきたいと思いますっております。本当は最後をお願いしようと思ったんですが、ぜひそれをお願いしたい。

我々は、先ほど知事にお礼を申し上げましたけれども、廃棄物対策課の課員たちより年上でございます。ひょっとしたら知事よりも年上でございまして、環生部長なんかよりも遥かに年上で、もはや子供のけんかみたいなのはやめっぺなど、今年のお正月に思いました。だからって、環境生活部が喜ぶことではありません。さっき知事が言われたように、環境生活部と別のところで、廃棄物対策課と別のところで、竹の内対策委員会を、対策室をつくっていただくということで、非常に何歩も進んだことなんだろうなと安心して、早くつくってくださいと思っております。今朝もだれかとお話ししていました。何で廃棄物対策課って、ああいうふう後ろ向いて、しこしこ町とも相談しないで、我々とも相談しないで委員会をつくるんだと。自分で自分のやっていることが評価できない。廃棄物対策行政というのは、破綻しているんです。とっくの昔に破綻しております。何年も……。

環境生活部長 できれば手短にお願いします。

住民B 前にも言われました。あのね、部長、さっきの4時半まで終われというのも失礼な話だと最初に言おうと思った。我々こんなふう呼んでおいて、4時半まで話を終われという話はないので、それは前にもいきなり怒ったことがありました。手短にいたします。

廃棄物対策というのは破綻している。町に何の相談もないんですよ、いろんなこと。例えば冠水対策の工事をしました。8月1日に完成検査しました、お金は払いました。6百何万円です。そうしたら、8月16日に1回冠水しまして、8月26日にもう1回冠水している。自分でやったことが評価できない。こういう人たちに竹の内を任せておくわけにはいきません。我々もそこは、それに住んでいるところなんだからね、これは。2年や3年で回されたインスタントの担当者に命を任せるわけにはいきません。そういうふう思っております。知事には、是非そこのところをご理解いただいて、今お話しいただいたような施策を進めていただければと思います。ちょっと長かったですか。

知事 どうもありがとうございました。

一つちょっと訂正というか、誤解を与えているようなんですけれども、先ほど言った対策室につきましては、廃棄物対策課とは別につくりますけれども、環境生活部の中にはないと、全くつながりが無くなってしまおうので又予算的な問題もございまして、環境生活部の中にはあります。ただし、廃棄物対策課とは全然別の組織にするということでありませぬ。

それから、顧問団、専門家の先生と話をする場をとということなんです、時間はつくらせていただきたいと思います。そんなに長い時間とれないかもしれませんが、頑張

って時間をつくらせていただきたいと思いますので、それは課長の方で時間の調整をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

課長抜きでやりますから、私に直接ということなので、その辺は考えさせていただきますので。

住民 B 環生部長も抜いてください。

知事 はい、わかりました。では、私と直接会っていただきます。

環境生活部長 できれば、私も担当部長なので、ぜひ入りたいと思いますけれども。

暦としては一昨年ですが、総合対策検討委員会で住民の方々も一緒に委員会で1年間検討させていただきました。3月26日にこの場で最終の委員会をさせていただきました。残念ながらその場では結論が出ませんで、8つの方法があるのではないかとということが、それぞれの委員から、それについてのいろんなご意見を出したんですが、昨年度の委員会では、現地の状況がどうなっているかということ、現在知り得る科学的な範囲でもって、しっかりと実証的なデータをとらせていただいたと考えております。それが対策の出発点になっております。そのことは、昨年度の委員会で非常に成果があったのではないかと、私の方で認識しています。その結果を踏まえて、どういうふうにそれを評価するかということで、委員の間にいろんな見解がございました。

県といたしましては、最終的に3月26日の最終委員会で一本化できなくて、いろんな意見があったわけですが、その中で一様に皆さんが認識されましたのは、どういう対策をとるにしても、硫化水素等に代表されます発生ガスをきちっと処理しなくてはいけないだろうと。それから、浸出水が出てくると。これに対する対策もきちっと打たなくてはいけないだろうといったこと。それから、雨水です。雨水が出てきた場合の問題、そういったこともちゃんとやらなくてはならないんだと。そういったことが出されました。

これについてどういうふうに対応するかということで、それ以後私どもの方でいろいろ検討いたしまして、昨年のお盆の時期、大変皆様暑い中、お忙しい時期に、私どもの対策を示させていただきました。その対策によって発生ガスなり、あるいは浸出水の拡散、あるいは雨水とか、そういった問題にきちっと対応できるということで、県としても対策を示させていただきました。町長さんの方で地元の意見を取りまとめていただきまして、地元からは暫定的な対策だという前提条件があったわけですが、とりあえずその対策については、是非、早急にやるべきだというご返答もいただきました。昨年9月の県議会で、私どもでは先ほど申しました対策を県議会にお示しさせていただきました。議会の方から議決していただきまして、約1億円の予算をそこで認めていただきました。先ほど担当課長がお話ししましたが、今いろいろボーリング等の調査を行い、基本設計をやっている最中でございます。

知事からも申し上げたんですが、この対策をやりながら、モニタリングをしっかりとやり、もし、万が一良くない結果が出てきたら、それはそれできちっと対応するということで、私どもとしては、皆様方が暫定的なという形で言われた、県としてはこれが恒久的にしっ

かりやれるという自信を持っているわけですが、今回の工事に踏み切らせていただいたと考えております。

次の方、どうぞ。

住民B 関連で、ほんの30秒で。我々、その話を受けたときに、対案をお示ししています。それから、今になって考えてみて、あれは前知事と総合対策検討委員会の専門部会長私案だったと考えております。前知事が首をかけて、これをやるんだと我々に押しつけた施策であつたらうとしか思えません、今になっては。そういうことです。

環境生活部長 それにつきましては、また後で。

そのほかどうぞ。

住民A それから、私冒頭に質問したんですが、大事なことを一言忘れちゃったので、本当に10秒間で結構でございます。言わせてください。

私が怒りを込めて言ったことは、前知事が、まずもって臭い物に蓋をしるだから、あの人の言ったことは。昔からある言葉です。臭い物に蓋をしると。覆土をして、あれだけのものが入っていて、ああいう毒ガスが発生していて、それに蓋して直るものですか。だから、それから私も考えていたんです。どんなことがあつたって、全面撤去以外にない。人間の命とお金とどっち大切だというのは、私が言った言葉なんです。そういうことです。よく考えてください。

環境生活部長 それでは、どうぞお願いいたします。お座りになっていただいて結構でございます。

住民C きょうはどうもご苦労さんでございます。寄居のCです。

みんな関連するんですけども、さっきBさんが短く、短くと言われながらお話しされました。そして、その後に環境生活部長から回答がありましたけれども、あれは8月17日、私らはどうしても忘れることができません。それはうまくないと話をしたら、脅されたんです。今でも脅されたと思っております。「それを呑まなかったら、何もしてやらないよ」というような話で、仕方なしに、緊急対策として呑みましようという話になったんです。ところが、今度は廃対課の方でいろいろと計画なりなさっています。それによると、そのときのそのままなんです。そして、今の環境生活部長からの話だと、影響がないから恒久対策として考えているという話でしたけれども、それではあの現状、あの土地をどうするんですか。覆土とPRB工法ですか、水の処理。だけど、それで恒久だと言われるんだったら、原状回復はもうないものと思うしかないんじゃないかと思えます。

そこで、知事が替わっても前知事の計画がそのまま生きているのかなど。さっき町長からも、超過分についてはこうしてもらいたい、それから安定5品目以外は撤去してもらいたい、当然のことだろうと思うんです。県で許可したところですから、これは許可処分場ですから、最終処分場といっても。ところが、許可された安定5品目ではなくて、みんな

大変な思いをして、ずっとやってきました。

昨年ですか、秋田で硫化水素ガスで家族4人が亡くなりました。それらを考えても、やはりガスは目に見えないんです。交通事故とか、それからいろんな障害でけがしたなんていうのは見えますから、それは対策のしようがあります。逃げようもあるんですけども、ガスをどうやって見分けるんですか。臭いを嗅いだときは遅いんです。ですから、それをきちんとするには、やはり新知事が、新知事といっても現在の知事ですから、それをきちんとやってもらうしかないのかなと思って、みんなで話し合いをしているところなんです。

前知事のやった覆土とPRB工法、これはいろんな学者の先生方にお聞きしても、そんなのは全然役に立たないよ、経費の無駄遣いだよと言われているんです。そして、もう手がけているわけですけども、この辺でいろんな対策方法をこちらからも、町長の方ではきちんと把握していますから、その人たちを中に入れてもらって、せっかくの1億円が無駄にならないような方法をとってもらいたい。そのように考えます。これを知事をお願いしたい。

もちろん古いのを継続するのは当たり前なんです。ですけども、いいことならばずっと継続してやってもらいたいんだけども、みんなだれも認めない、そして県の廃対課だけで、これはいいんだよ、環境生活部長が「これは恒久対策になる、自信は持っています」、これではうまくないのではないかなと思いますので、知事の見解をお願いいたします。

知事 Aさんから、前知事が「臭い物には蓋をしろ」というお話をしたということで、それはちょっと非常識であったかなという気はいたします。臭いから蓋をしていいというものではなくて、やはりちゃんとした対策をとらなくてはいけないと私自身思っております。

今我々がやろうとしている方法なんですけれども、確かに私も調べましたら、廃棄物処理場への施工例は実際ないそうであります。ただ、化学工場とか電機工場などの土壌汚染に関しては実際に施工例がございまして、高濃度の汚染を除去するには効果を発揮しているという事実はあるそうであります。我々もこの工事を施工するに当たりましては、どの業者でもいいというのではなくて、皆さんが、だれでも知っているようなしっかりしたところに、しかも化学工場、電機工場などの汚染対策に対して、しっかりと実績のあるところに当然お任せしていきたいと思っております。我々としましては、ちょっと今詳しいデータはございませんけれども、そういった過去のデータ等も調べまして、状況なんかも調べまして、この方法で対策としてとれるという自信を持って臨んでいるということになります。

部長とか課長に対してかなり厳しいご意見がございまして。伊勢さんに聞いていただくと分かると思いますが、私も県会議員のときからずっとお付き合いしておりますけれども、本当にまじめを絵にかいたような方たちでございまして、ぜひその辺は信用していただきたいと思っております。

答えになっていないかもしれませんが、一度この対策をやらせていただきたいと。これは私からも是非お願いして、これがうまくいかなかったら、必ずまた新たな対策をとってまいりますので、一度この対策をやらせていただきたいということをお願いさせてい

ただきたいと思います。

環境生活部長 それでは、こちらの方をお願いします。

住民D Dです。5点ほどお願いしたいと思っております。

一つは、今お話のように対策委員会ということがございました。竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策という非常に長い対策委員会をつくられたと。しかしこの中身については、この手の委員会はこれまでも対策委員会とか、あるいはまた専門委員会ということで、去年までの間に何度もつくられてきたのではないかと。したがって、この手の委員会は、私はもはや意味がないと思います。これについては去年12月16日に開催されたと聞いておりますけれども、全く私たちはこれについては同意ができないと思っております。したがって、私たちが要求しています地元あるいは町を含めた再生委員会というか、監視委員会というか、効果のある、実効ある委員会の設置をお願いしたいと考えております。

次に2点目でありますけれども、議論がありました多機能性覆土、あるいはバリア、透過性反応浄化壁でございます。PRB方式については、私たちも先生方とか専門家の方からさまざま意見を聞いておりまして、今知事が是非1回やらせてくれと言いましたけれども、地形上からして、化学工場とかそういった場所ではないんです。深い場所で、いわゆる天井川の下にあるわけですから、自然に浄化壁を通して水が流れるということは、ほとんど考えられない状態なんです。強制的にこの長さなら、それは可能だと思うけれども、バリアを設置したからといって、そこを通して水が強力に流れていくと、きれいになって流れていくということについては、現地からして考えられないと。非常に長い100年とか何とかという時間であれば、それは流れるかもわからないけれども、現状にそぐわないのではないかというのが率直な意見でございます。したがって私たちは、現地としては対案を守る会が町の方にも働きかけをしまして、町として統一した対案を提供していきたいと思っているわけです。

三つ目でありますけれども、国庫補助のことがありました。いわゆる産廃の特措法の適用については、12月17日の段階でしたか、国の方で新規事業には適用しないと。三位一体の改革の中で金がないので、新規事業については認めないという判断をされたようでございます。したがって、これから竹の内の対策費も相当見込まれると思いますが、それがすべて県にかぶってくると。県としてそれに対応することになるだろうと思っておりますけれども、これについて知事としての決意なりをお願いしたいと思っております。

したがって、できる限り対策費については軽減すると、金がかからないということを考えるならば、先ほど言ったPRBとかいう方式よりも、具体的にガス処理をする、そして具体的に水処理するというような対策を、強制的にやるわけです。それを短期間にやる方が、むしろ金がかからないのではないかと。率直に言えばそういうことなんです。それが、平たく言えば私たちの対案ということになるんですが、これについては専門家の先生方からも、科学的な根拠なんかも整理していただいて、提供していきたいと思っておりますので、是非対案について、県としても検討いただきたいと思っております。

次に、撤去の問題についても出ましたけれども、撤去についてはやはり全量撤去が一番

いいんですけれども、少なくとも差し当たりは処分場を無害化すると。その上で、法的に言っても、超過分、許可容量をオーバーした分、3分の2は県の責任として撤去すべきが極めて当然だろうと。これは明らかに超過しているわけですから、法的に言っても後ろ指を指されることはないのではないかと思いますので、最低3分の2の超過分の撤去と。35万立方メートルに対して103万立方メートル埋まっているわけですから、その分については撤去すべきと。できれば、安定5品目以外の物質があるわけで、それらについても整理していただければ一番いいんですけれども、そういった観点で、差し当たりは無害化すると。その後は、さらに撤去しながら整地するという考え方で方針を立てていただきたい。

それから、これまでの県の説明の中で、県の恒久対策というか、支障除去対策というんですか、これについては20年ないし30年間だという説明を受けています。私も、ここに大分いますけれども、30年もかかったのでは、とても私たち死んでしまうわけです。これはせいぜい5、6年とか7、8年とか、そういうスパンの中で対策を講じていただきたい。それでなければ、私たちが今まで取り組んできた意味が全くないじゃないですか。以上でございます。

環境生活部長 はい、ありがとうございました。今5点ほどご質問いただきました。これについて一つずつお答えしたいと思います。

まず委員会の関係でございますが、この時期に来ますと、もはや工事の設計に入っている状況でございますので、検討の委員会は既に終わっていると私どもとしては認識しております。これからは工事がどういうふうに効果的に、しかも住民の皆さんにもきちんとご説明できるように透明性を確保して、そこに県だけではなくて、第三者の方々、しかも物をよくわかった専門的な方に入っていただいた評価委員会と、冒頭、担当の廃棄物課長から申し上げましたが、そういう評価委員会みたいなものをつくりまして、今後の工事、そして工事完了後の現地状況をしっかりモニタリングして評価していく。そういう委員会は立ち上げなくてはいけないのではないかと考えており、そういった意味で、(仮称)評価委員会と冒頭申し上げさせていただきました。

それから、2番目のPRBについて、これは知事からも化学工場や電気工場であるというお話をしたんですが、これが現地の状況にそぐわないのではないかというお話がございました。これにつきましては、高橋次長の方からお答え申し上げたいと思います。

環境生活部次長 高橋でございます。説明させていただきます。

PRBでございますが、アメリカの環境保護庁のホームページにも載っておりますけれども、アメリカでは埋立処分場にどんどん応用されております。Bさんがおっしゃったように、アメリカに行かなければ見られないだろうということで、処分場に実際使っているのは確かにそのとおりでございますが、ただ知事からお話ありましたように、地下水汚染、土壌汚染のある化学工場とかIC工場とかでは、この技術が応用されておまして、全国で二十何カ所、しかも有機塩素とかそういう溶媒だけではなくて、重金属、鉛なんかについても実施例がございます。

それで、先ほどDさんから、現地の荒川は天井川のようになっていて、川底の方が水位

が高いのではないかと。こういう状況にあってPRBを設置しても、そちらの方に水が流れず、荒川の方から水は流れていくんだというご質問。それから、Bさんから、日本は雨が多いから、こういうのは合わないというお話もございましたけれども、まず対象にするものでございますが、表面を流れる水を処理しようとするものではございません。浸透水とか地下水が流れる方向の下流の方にバリアをつくっておいて、そのバリアを通ったときにきれいになるものでございます。

Dさんから代案として、むしろ地下水をどんどんくみ上げて処理した方がいいのではないかとご提案をいただいたところでございますが、皆様ご存じのとおり、あそこの地下水は、現在地下水の基準に合格しております。それから池の水、ちょっと濁っておりますけれども、管理型処分場の排水基準をクリアしている状況にございます。私も公害の仕事を長くやってきましたが、工場排水なんかの排水処理施設を作るときには、基準に合わない水を基準に合わせるために排水処理施設の設計をするわけでございます。

今、竹の内の地下水は基準に合致しております。そういう基準に合致した水を処理するには、排水処理施設を実際どのように作るかとなると、なかなか作るのが難しい。それから、確かにあそこには鉛とか高濃度部分がございますから、鉛を含んだ水が将来出てくるかもしれないということで、今回PRBをするわけでございますが、その将来出てくるかもしれないという水を想定して、工場排水処理施設のような施設をつくるのは、非常に難しいわけでございます。これはどなたに聞いていただいても、そういう答えになるのではないかと思います。したがって、PRBがあそこに向いているといえますのは、現在は、地下水汚染はないと。しかし、廃棄物層には有機塩素化合物が入っていたり、鉛が入っていたりしますので、将来心配だということで、地下水の流れる下流側の方にそういうバリアを設けて備えをするわけでございます。将来に備えるわけでございます。したがって、まさに竹の内のように、今はいいけれども、将来の汚染が心配だということに向けた工法だということで、私どもは是非やらせていただきたいと考えております。

環境生活部長 それでは、最後に知事から国庫補助の絡みをご回答しますが、無害化した上で、せめて3分の2は撤去すべきではないかというご質問、それから支障除去対策を5、6年位でできないのかという極めてごもっともなご意見だと思っておりますが、そういったお話もございました。これについては担当課長の方から回答いたします。

廃棄物対策課長 前提として原状回復するその原状とは何かというところの認識の違いがあるのではないかと思います。皆さんは多分昔の水田、それから今のように山になっていない、低い状態にあった状況で、もちろん無害化されている状況をご認識されているのかなと思います。無害化された上で、さらにあその状況が昔と違って高くなって、廃棄物が埋まったということからしても、やはり撤去だろうと認識されているんだろうと思うんですが、私が廃棄物対策課長の立場で言ってしまうと、基本的に無害化とは周辺状況に支障がないということなんです。許可容量を超えたとしても、それに伴う生活環境上の支障がないということになれば、我々の立場からするとそれを撤去するということには、ならないと考えております。その辺で、ちょっと考え方の違いが出てきてしまうのかなと思いま

す。今のところ我々としては、処分場を我々が考えている対策で無害化できると。そうすれば、撤去しなくても生活環境保全上の支障は除去できるというのが基本的な考え方ですので、皆さんの考え方とは一致しないところなのかなと思います。

もちろんその後、処分場の現状があのままでもいいのかという問題は残ります。多機能性覆土なり、PRB工法なりをやるということになると、現状が変わります。覆土をすれば高くなります。ただ、多機能性覆土をするときにも、今の高さの上にそのままするのはなくて、ある程度ならしたりするやり方をしなければできませんので、形が変わります。

そうすると、将来の土地利用をどうするんですかということになります。これについては、将来この土地をどうするのかを含めて、地権者の方々と今も協議しておりますが、今後とも工事を進めるに当たっては、協議をさせていただきたいと思っております。

それから、工事の期間、対策の期間でございますけれども、今のところ正確に何年ということとはわかりません。もちろんなるべく早く終わればいいわけですが、そうするとあの土地をまたどうするんですかというお話は当然出てくると思っていますので、その辺については、まず地権者の方々にご協議を申し上げさせていただきたいと思っております。

知事 補助金の問題ですが、これは、国の三位一体の関係で、国の補助金を各省庁から一律幾らずつ削りなさいということで削られました。その中で、環境省の持っている補助金を削らなければならないと。どのメニューを削るかということで、環境省も困り果てまして、最後の最後にこの廃棄物対策に関する補助金をカットするということになったわけでありまして。そのちょうど対象になっていたのが、この竹の内産廃処分場であったということです。突然新聞に載りまして我々もびっくりしました。何の調整もないままカットされて、私の就任直後だったんですが、慌てて東京の方をお願いに行きましたけれども、もう時間がないからということで、ばさっと切られてしまったということでありまして。我々としては強い憤りを感じておりますけれども、これは国の方針でありますので、やむを得ないと考えております。

しかし県といたしましては、全部県がこのお金をかぶることになったといたしましても、責任を持ってやっていかなければならないと思っております。決意のほどを述べよということでありますが、私の方で責任を持ってやらせていただきたいと思います。なお、これにつきましては、国の方に借金をさせていただきたいと。そして、その借金分を何らかの形で後でお金をいただきたいということで、今国の方をお願いしているということも、あわせてご報告させていただきます。

環境生活部長 町長、いろいろ整理した上で質問ということをお頭に引っかけていたんですが、もう大体よろしいでしょうか。

村田町長 1点ですね。いろいろ代案なり、工法なり云々ということでご質問させていただいております。部長に先ほど説明をいただいたスケジュールですね。今は設計委託を発注されたという段階なんですよ。工事が実施されたわけではないですから、ある程度の修

正なり変更なりということも含めて、委員会の必要性ということをおもひがある程度望んでいるのであって、スタートしてからでは遅いでしょう。効果がない、あるいは金がかかり過ぎるとか、そういうものも含めて、委員会の中で議論させていただきたい。それを早急に、あるいは工事が始まる前にやらないと、手遅れになるだろうと思いますから、今がどの時点にあるのかということをおきちんと把握しながら、委員会の必要性なり、意見なりというものを聴取していただかないと、何か工事が始まったような形での答弁であったので、これは違うのではないかなと感じました。

環境生活部長 今のご質問に関して申し上げますと、今設計のための調査をやっていますが、あくまでも私どもとしてはPRB、多機能性覆土という手法を使うという前提で、いろいろ調査、設計を行っています。そういう前提でのいろんな流れを進めておりますので、工事の段階で評価のための委員会を設けて、ご意見をいただきたいと考えております。

では、こちらの方、どうぞ。新しい方から。

住民E 私は、寄居地区のEと申します。私は冠水対策についてお願いしたいと思います。三つほどございますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

この冠水対策については、緊急対策においてもポンプをつけてもらって、いろいろご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。しかしながら、その効果がまだ見えていないもので、不安に感じている住民の1人でございます。それで、冠水対策のお願いとしまして、恒久対策をする上において、地元住民の話を取り入れて設計をつくっていただきたい。それが一つ。

2番目に、その排水対策を最優先的に工事を進めていただきたいということが住民の願ひでございます。

3つ目は、生活道路と自然排水路を同時に組み合わせて設計して、最優先的に実行していただきたい。これが住民の皆さんの願ひでございますので、よろしくお願ひいたします。

環境生活部長 今、冠水関係のご質問をいただきました。それについては、担当の山田課長からご回答申し上げます。

廃棄物対策課長 冠水対策につきましては、今お話ありましたとおり緊急対策で昨年度やらせていただきましたが、先ほどBさんからもお話があったとおり、終わったすぐ後に、冠水したということがありました。もちろん今暫定対策でやっておりまして、災害対応の災害対策というまでには、ちょっと対応し切れていないという状況にあります。ですので、冠水対策については最優先でということでしたが、我々としても早急に実施したいと思っております。村田町と協議をしながら進めていきたいと思っております。その際に生活道路、多分町道、農道なりの問題ではないかと思っておりますけれども、それとも関連づけて設計しなくていけないというのは当然のことと思っております。その辺も踏まえて村田町と協議させていただきながら、恒久対策の冠水対策については進めていきたいと思

います。それもできるものであれば、こちらのPRBとか多機能性覆土の工事と分けられるのであれば、なるべく早く進めていきたいと私としては思っておりまして、まだお示しできるような状況にないんですけれども、それを考えつつ、冠水対策については進めていきたいと思っております。

環境生活部長 では、後ろの方、どうぞ。

住民F 処分場から400メートルのところに住んでいるFです。硫化水素がひどかったときは、ひどい臭いで大変だったんですけれども、実は竹の内処分場には私とBさんとちょこちょこ行って、ガス濃度の測定をずっとやってきました。去年は緊急対策だということでしたので、どうも県が示している数値、グラフが我々の測定するやつと随分食い違うのではないかと。我々ももっと硫化水素の臭いというものを肌で感じるんだということ、ずっと測定してきました。去年は頻繁に、1週間に2、3回入ったということもあって、私も体調崩して、7月から入退院の繰り返しなんです。過敏性肺炎なんです。化学物質だと思うんですけれども、なかなかその因果関係が分からないんですけれども、今もちょっと調子が悪いんですけれどもね。

県の方では、健康に被害を与えるほどの濃度ではないと言っていますが、実際に私も過敏症になってしまったし、あの周りに住んでいる人も何人かもうあそこの家を捨てて、別のところに出て行ってしまったと。ここにはもう住めないというようなことで、出て行ったんだと思うんです。私も悩みました。ここには住めないなと。どこか別のところを探さなくてはならないかなと。でも、もう少し頑張らなくちゃならないということで、今頑張っているところなんです。そういう状況で、県の健康調査でも、処分場に近いほどガスの被害が出ているということなんです。ということからすると、これからはあそこに廃棄物がある限り、幾ら多機能性覆土をしても、ガスが出てくるのではないかと私たち心配なんです。

同時に、県が今恒久対策としてやろうとしているPRB工法、いわゆる透過性の浄化壁ですね。あれもあそこの処分場というのは、水の流れが物すごくゆっくりしているんです。1年に上から下までやっと出てくるぐらいの水の流れだと。しかし、専門家に言わせると、あそこにたまった水が必ずこっちにも流れてきますけれども、岩盤の中でも透水性の岩盤があって、そこから別のところにどんどん出ていくことも考えられると。県はそこまで調査していないんですけれども、私たち専門家に聞いてきました。そういう層もあって、これからあそこに産廃物がある限り、いろいろ問題が出てくるだろうということなんです。したがって、私の言いたいのは、健康被害が現実に出ているということですし、果たしてあそこに住めるのかなとみんな不安に思っているんです。ですから、そういうのを解消するためにも、地元のいろんな意見を聞いていただいて、効果的な対応をしていくと。

私は疑問に思うのは、PRB工法ですけれども、あれは水が動かないところへ透過性のやつを付けたって、本当に役に立たないのではないかと考えています。ですから、先ほどから出ているように、早急に委員会を立ち上げて、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。

それから最後に、あそこを営業しているときは、グリーンプラネットが最後でしたけれども、裁判の記録なんかを見ると、1カ月に8,000万円か1億円ですか、利益を出しているんですね。やめた途端になくなったわけでしょう。あそこは今でもグリーンプラネットと書いてありますけれども、安西と書いてありますね。あの責任というのはどうなっているのか、きちっとしてもらわないと困るし、当然、業者がお金を出すべきだと思うんだけど、その辺は取り立てることができないんですか。

環境生活部長 はい、ありがとうございました。

最後に2点ほどあったわけなんですけど、しっかりやる対策のための検討はどうだという話が第1点目、2点目がグリーンプラネットの責任の問題ということだと思いますが、後者の方から申し上げますと、業者責任なり、排出事業者の責任とか、マニフェスト関係、いろいろ調査しておりますが、進捗状況等について話しますとまた長くなりますが、今一生懸命調査しております。いずれ、改めて状況についてはご説明できればしたいと思っております。

それから、第1番目のご質問の委員会云々ということですが、知事から申し上げましたとおりですが、私どもとしては、今回のPRB、多機能性覆土の対策を講じることとしております。それをより効果的にあらしめるために、現在委託業者が試験やより効果をあらしめるためのデータをしっかりとっている状況です。それを踏まえて工事に入るという段取りを考えておりますので、是非この方法で対策を早急にやっていきたいと考えてございます。

そのほかのご質問、一番前の方ですか。新しく手を挙げております方。

住民G 私、地元のGといいます。

委員会なり、評価委員会なりのお話が出ました。町長からも先ほどお話があったように、これから委員会を立ち上げ、そのメンバーなんですけれども、県のお墨つきといいましょつか、こういったかかわりの専門家の先生しか入っていないと。我々を支援していただく専門家の先生もいらっしゃるわけです。こういった方々についても是非とも参画させていただいて、そうすることによって、県なりの気持ち、さらには住民の気持ち、お互いに通じ合えるんだろうと思います。

あと金の問題、私は良くわかりませんが、端的な言い方をすれば、無駄な金を何で使うんだということになるかと思えます。PRB工法も効果があるからやるんだと。結果的にそれが失敗だったらどうしますか。失敗の例、言うなれば国内においてはそういった実施例がないということで、実験的に竹の内に採用していると言う、我々を支援してくださる専門家の先生もいらっしゃるわけです。何でそんな実績もないのに、あえて無駄な金を費やしてやらなければならないか。そのところで軌道修正はできないんですかと申し上げているわけです。

県も何年か後には、このままいけば再建団体に陥るみたいな話を聞いております。どっちみちその金は税金です。皆さんから集めた税金でやっているわけですから、そういったことも考えていただいて、もっと実効のある方法があるのではないかと考えています。

して、とりあえず委員会のメンバーの中には、我々を支援してくださる専門家の先生を入れていただくということが非常に大事だろうと思いますので、その辺をご検討いただきたいと思います。

環境生活部長 それでは、今最後に2点ご質問いただきました。委員会のメンバーという話と、PRBにかわる対策もあるというお話をいただいたのではないかと思います。まずメンバーですが、私どもがお話ししています委員会といいますのは、9月の県議会で議決いただきました結果を踏まえまして、PRBと多機能性覆土という前提で行うこととしています。工事開始後に設置する(仮称)評価委員会は、いろんなご意見、ご評価をいただくということでの委員会と考えておりまして、そのメンバーについては、まだはっきり決めていないんです。これからでございますので、いろいろ皆様のご意見等も踏まえながら、対応していかなくてはいけないと思っております。

それから2点目の、PRBにかわる云々というお話でございました。これにつきまして、私どもはもちろん経費の問題、一番最少の経費で実効性のあるものをしていくことが基本ではないかと思っております。そういった意味で、8つぐらいいろんな意見が一昨年の検討委員会で出されましたが、それを全部活かす方向で、PRB、多機能性覆土での対策を昨年夏に提案した次第でございます。そういったことで、私どもとしては、これで是非やっていきたいということで、今のところ考えているものでございます。

住民H 隣にある第二中学校のPTAの役員をやっています。それで、工事車両は確かに走ると思っていますので、どんな工法でもいいですから、早く子供たちの安全と通学路の確保、要するに冠水している部分です。それを確保してもらいたいということと、工事車両の時間帯をちゃんと把握しながら、学校や父兄なんかといろいろな連絡をとってやってほしいと思います。知事、よろしく申し上げます。

知事 本当に一番弱い子供たちに、そのしわ寄せが来ないようにするということは、大変重要なことですので、冠水対策も含めてまして、子供たちの安全確保を優先的にやってまいりたいと思っております。よろしいですか。

環境生活部長 時間になったんですが、手を挙げられている方いらっしゃいますので、あと2人ぐらいからは是非お願いしたいと思っております。では、眼鏡をかけた方、どうぞ。

住民I ちょっと足が悪いものだから、座らせていただきます。

あそこで生活している者でございますが、再三要望しておりました排水対策等について一つお願いがございます。あそこの地域は産廃で高くなったので、大雨ごとに生活道路が川になっているんです。何回か県の方々もご覧になっていると思いますが、それをまずいち早く町と県で話し合っ、我々の生活道路の排水をお願いしたい。我々みたいな高齢者があそこに数人おります。あるいは、一端火災が生じた場合にどういう考えをとってもらえるのか。緊急対策として排水などやってもらいましたが、幸いこの間の天気予報も、雨量

も少なかつたのでございますが、どうかひとつ我々の要望の排水対策を是非とも、今までも何回か林道を通って、あるいは高台に車を出して、通勤、通学に支障のないようにやったこと、皆さんもご承知だと思いますが、是非そういう対策を一日も早く講じて、そうでないと安心して眠ることができませんので、よろしく願いいたします。

環境生活部長 それでは、時間の関係がありますので、手を挙げた方お二人ほどお願いしたいのですが、今質問された方の後ろの方、どうぞ、新しい方ですね。

住民J 実は私はここの住民ではございません。ここの隣町の小泉地区というところに住んでおります。小泉にも竹の内という地名がございます。正直に言って大変迷惑しております。私農業をやっておりますが、平成16年頃から、竹の内産廃のニュースが有名になればなるほどお米が売れなくなるわけです。私も直販場でいろいろやっていますが、風評被害があるんです。農協関係でも大分問題になっております。農協に問い合わせ、どうするんだと言ったことがあるんですけども、これはどうしようもないなと。やはり自分のところで作ったものは自分でPRしながら、売っていくしかないのではないかとということもございました。

私、このような会合に参加するのは初めてです。私が感じたことは、住民の方々がこのようにしていることは、村田町を末代まで人の住める町にするには、やはり安定5品目以外のものは全量撤去すべきではないかと思えます。そうでなければ、住民が安心して住める場所にはならないのではないかと思えます。

あの産廃場の初めから現在まで外部者として見てきたつもりです。グリーンプラネットさん、旧安西建設さんね。多分あれが始まったのは、昭和60年に入ってからではないかなと記憶しております。そういった中で、最初地元の方々は喜んでいたんです。あそこの場所を建設会社の残土処理して、畑とか田んぼにするということで私は聞いておりました。しかしながら、バブル崩壊後、多分平成5年頃だったと思えます。たまたま私の女房が蔵王町出身なものですから、私も酒飲みなので、飲んだときは泊まって帰ります。そうすると、朝3時半か4時ごろになると、あそこのカーブに11トン車位の大きな車が止まっていたことが何度もありました。幌をかけています。脇の看板は見えません。そこからぼろんと出てくるのは何だと思えますか。ビニールハウスとか、そういった建設現場から出るべきでないものがのぞき込んでいるんです。これはちょっとまずいな、安西さん、金儲けに染まったなと私は外部の1人として見てきました。出るべきものが出てきたかなというような感じをしています。多分地元の方々もそういう現場をおそらくは見てきたのではないかと思えます。そういった中で、安心して住める村田町をつくるには、風評被害あるいは実害も含めまして、安定5品目以外は全部撤去すべきではないかと、私は県知事に強く要望したいと思えます。以上です。

環境生活部長 あともうひとつ方お願いいたします。はい、どうぞ。新しい方。簡単をお願いしたいと思います。

住民K 年とったら、本当にふらふらするようになりました。時間も大分経過したようなので、別に質問ではありませんが、とにかくこれからの資料については、新しい県知事が目を通して発表していただきたいと思います。でないと、いつまでたってもだめなんです。前の県知事をだれも信用していないんだから、本当の話ね。今度の村井県知事の意向があれば、8割決まると思います。まずこれが一つ。

それから、硫化水素のことについては、昭和18年ですよね。大分前なんですけれども満州に化学兵器の訓練部隊がありまして、県知事は防衛庁出身だからわかると思うんですけれども、そこでいわゆる硫化水素の話が実際出たんです。なぜ伝えないのか。そして、そのときに八甲田で兵隊が百何十人死にましたね。あれは完全なる硫化水素の問題なんです。それをひた隠しに隠して、全然発表しなかったということは、それなりの理由があるわけです。そのこのガスの問題についても、その問題はちょっと出ただけでもって、トップの連中はそれ以上の発言は差しとめたわけです。要するに、ガスというものは使っちゃだめなんだということなんです。近ごろ、硫化水素の問題で新聞社は、なぜもう少しはっきりと新聞紙上に書かないのか。それが一つ。

それからもう一つ、さっきもだれか発言されましたけれども、硫化水素の問題をもう少し新聞ははっきり教えるべきである。どうも今までのやつを見ると、ちんぷんかんぷんのようなあれもありますし、それからあと何だか忘れてしまったな。とにかくこれからは村井県知事が、もう1回とにかく全部点検して、そして書類を提出してもらって、それでOKになるんじゃないですか。私はそう思います。

知事 本当にまだまだ皆さん、話が尽きないと思いますが、時間もかなりオーバーしましたので、私の方から最後にお話しさせていただきたいと思います。

まず、道路の排水対策、冠水ですね。これは非常に大きな問題ですので、先ほど課長からも話がありましたが、最優先で取り組みをさせていただきたいと思っております。今とりあえず暫定的にやっておりますけれども、いろいろ対策をとって、子供たちの通学路という問題もありましたから、やらせていただきたいと思います。

それから、米が売れなくなったという問題については、本当に大変だなと私も思います。ただ、正直申し上げまして、本音で言いますと、県も被害者の一つなんです。したがって、我々に全部責任があるという問題でもないものですから、それに対して県が責任をとることも、知事に就任してから検討したんですが、法的にクリアできない問題がありますので、なるべく早くこの問題が落ち着くように、10年、20年という話がありましたけれども、1年でも2年でも3年でも早く片づいて、皆さん普通どおりに生活されるように頑張ってもらいたいと思います。

それから、目を通して、ちゃんと情報を公開しろという話でありました。これは本当に重要な問題でございますので、今まで担当課から話を聞いておりまして、今までも出ている情報は全部皆さんに包み隠さず話しているようではありますが、もしそういうことがありましたら、皆さんに悪い情報を隠すことがないように、特に新しい工法でやらせていただくということでやって、いい結果が出なかったときに、この結果でよかったと結論づけて、最終的に皆さんにご迷惑をおかけするようになってはいけませんので、どんな情報でも包

み隠さず、必ず皆さんにお話しいたしまして、ちゃんとした対応がとれていないというときには、改めてまた皆さんと話し合いをさせていただきたいと思います。

町長を初め、皆さんから委員会を立ち上げて、この新しいPRB工法が是か非かということから、もう1回話し合うべきではないかという意見もあるんですが、私自身も素人です。したがって、このPRB工法がベストの選択なのかというのは分かりません。しかし、皆さんが提案される対案もベストかどうか、私には分からないんです。したがって、科学的な専門的な人たちのいろんな知識を寄せ集めて出した結論でありますので、一度、何度も言いますが、この方法をやらせていただきたい。そして、うまくいかなかったときには、責任を持って次の対策を必ずとらせていただきますので、その辺については町長もぜひご理解を、大変申しわけございませんけれども、とらせていただきたいと思います。必ず町長、そして皆さんのご指導を受けながら進めていくことはお約束させていただきますので、どうか今日はちょっと、まだまだ話し足りないかもしれませんが、ここで一度お開きとさせていただきたいと思います。機会がありましたら、また参りたいと思います。今日は本当に貴重な時間ありがとうございました。

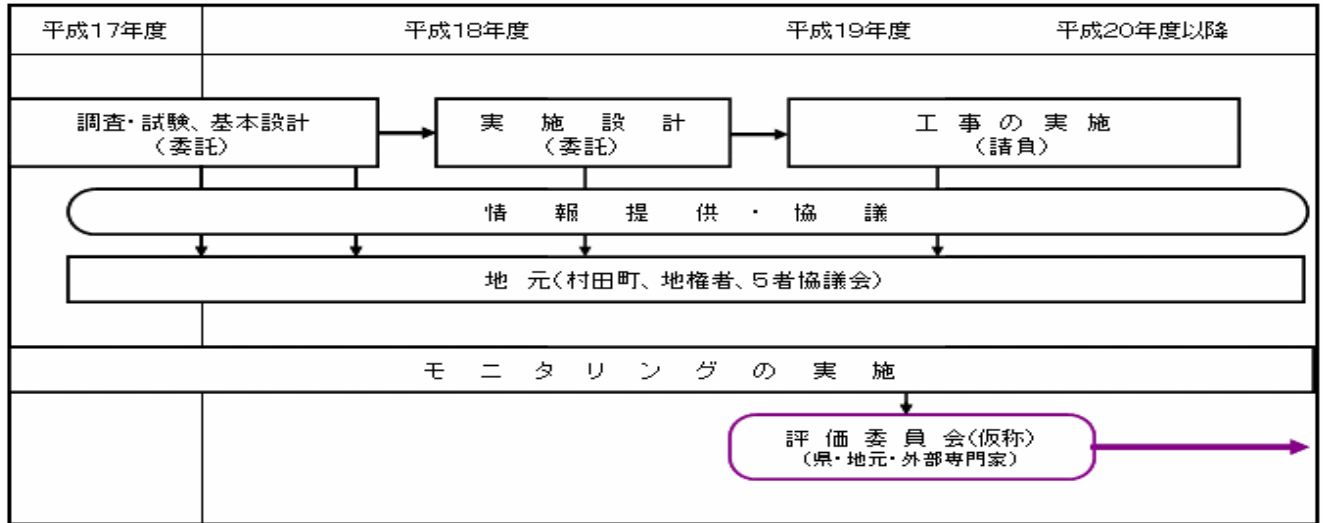
環境生活部長 それでは、大変つたない司会でしたが、以上をもちまして私の役割を終わらせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

司会 以上をもちまして、本日の意見交換会を終了させていただきます。本日は本当にありがとうございました。

以上

竹の内産業廃棄物最終処分場に係る支障除去対策のスケジュール

対策のスケジュール



基本設計策定までのスケジュール

	平成17年度					平成18年度							
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
調査・試験計画等の策定	←→												
地下水調査		←→											
ボーリング孔の掘削		←→											
地下水観測、地下水流動分析			←→										
多機能性覆土に関する試験 (締め堅め、透水、通気、細粒分流、カラム試験等)		←→											
透過性反応浄化壁に関する試験 (浄化剤物性・吸着性能、耐久性試験等)		←→											
冠水対策に関する調査 (集水域、側溝等調査)		←→											
5者協議会	← 必要な都度実施 →												
基本設計の策定						←→							

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場緊急対策の実施状況

処分場の廃棄物に起因する、有害ガス（硫化水素）及び悪臭等による生活環境保全上の支障を除去するための緊急対策の実施状況は下表のとおりである。

対策の種別	対 策 の 概 要	実 施 状 況
1 側溝・法面对策	処分場東側に設置されている側溝（150m）を改良 遮水シート、透水マットを法面に敷設 ガス処理施設を設置	H17.9.30完了 H17.9.30完了 H17.9.30完了
2 スポット覆土対策	定期的に監視し、必要に応じて覆土を実施	随時実施
3 ポンプ対策	ポンプを更新	H17.9.30完了
4 道路冠水対策	集水枡、排水ポンプ及び排水管を処分場内に新設	H17.7.29完了
5 モニタリング対策	各種環境調査を定期的を実施 ・硫化水素モニタリング ・保有水調査 ・発生ガス調査 ・処分場及び周辺水質調査 ・ダイオキシン類調査 ・臭気調査 他	・連続測定及び月1回実施 ・月1回実施 ・年2回実施 ・年4回実施 ・年2回実施
6 管理強化対策 【安全確保】	浸出水処理池など場内の危険か所に柵を設置	H17.7.29完了
【維持管理】	処分場内の除草や雑木の伐採を実施	随時実施
7 健康対策	専門医による健康相談 ・対象 処分場周辺住民 ・内容 アレルギー等の専門医による講話及び健康指導 専門医による健康診断 ・対象 「QEESI調査（H16.11実施）」を受けた方及び処分場周辺住民 ・内容 診察、重心動揺検査、脳内血流検査、肺機能検査等	7月17日（日） 沼辺地区公民館 参加者数：20人 8月28日（日） 村田第二中学校 参加者数：11人

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場緊急対策工事完了平面図

【側溝・法面对策】ガス処理施設設置



【冠水対策】排水菅設置



【維持管理】ガス抜き管(H16-10)新



【ポンプ対策】7工区ポンプ設置



【側溝・法面对策】遮水シート設置



【ポンプ対策】8工区ポンプ設置



【冠水対策】排水ポンプ集水樹設置



【スポット覆土対策】覆土状



鹿沼土仮置き



【管理強化対策】立入防止柵設置(元焼却施設通路脇洗浄水槽)



【管理強化対策】立入防止柵設置(元焼却炉脇焼却灰保管庫周辺)



【維持管理】ガス抜き管(H16-11)新設



【管理強化対策】立入防止柵設置(南側沈殿池周辺)

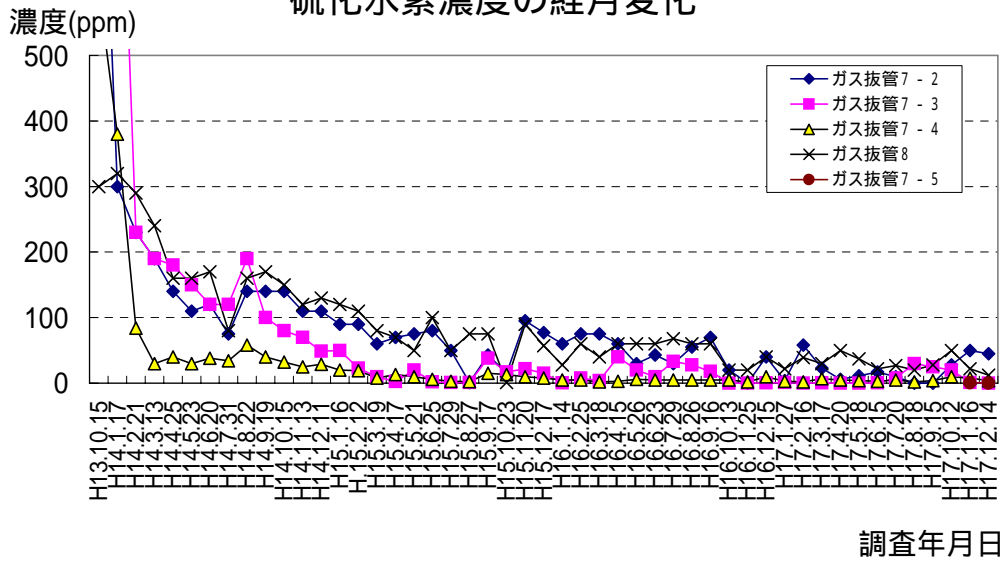


工事番号		号
路線名		
箇所	栗田郡村田町沼田宇竹の内地区	
工事名	緊急対策工事完了平面図	
図面名		
縮尺	1/1000	備考 60-62
設計者	栗田郡建設事務所	設計年度
宮城県	栗田郡	沼田町

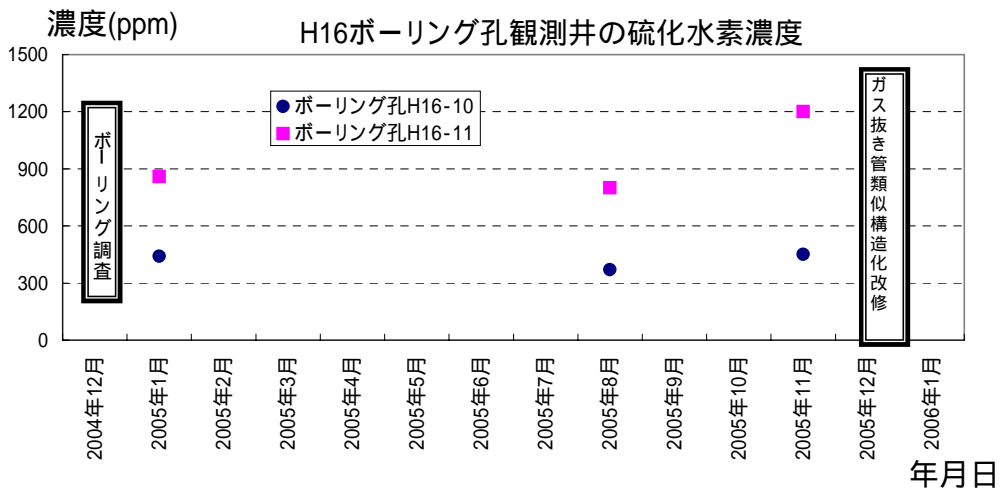
竹の内産業廃棄物最終処分場関連モニタリング実施状況

種 類	内 容	頻 度	測 定 地 点
硫化水素連続モニタリング	連続測定装置3台によるH ₂ S測定 (月1回データ回収)	通 年 H14～	3地点 (場内2地点、村田二中)
硫化水素等発生状況調査	場内ガス抜き管の発生ガスと孔内水の 分析 ・ガス：発生ガス量、H ₂ S、CH ₄ 、温度他 ・保有水：BOD、TOC、EC、pH、水温他 ボーリング孔内：H ₂ S、CH ₄	月1回 H13～ 8月、11月	5地点 (場内ガス抜き管7-2、7-3 7-4、7-5、8) 7-5は硫化水素濃度のみ 18地点 (H16ボーリング孔H16-1a～H16- 15)
発生ガス調査	大気環境調査： 有害大気汚染物質、フタル酸エステル類、 悪臭物質等 ボーリング孔内：大気環境調査と同項目	年4回 H15～ 年2回 (9月、2月) H15～	4地点 (場内、近傍、大河原及び角田市 各1地点) (H15ボーリング孔No.2・3・5・6)
	貯留池流入水・東側側溝末端放流水中の 悪臭成分：悪臭成分硫黄系4物質	年4回 H17～	2地点 (貯留池流入口及び東側側溝末端)
水質調査	処分場内 (浸透水採取設備、放流水) 周辺地下水(上流、下流) 荒川の水質分析(上流・下流)	年4回 H13～	6地点 処分場内2地点： 浸透水採取設備 東側側溝末端 処分場外4地点： 周辺地下水観測井(上流側及 び下流側) 荒川(放流水流入地点上流及 び下流)
ダイオキシン類調査	放流水、周辺地下水	年2回 H14～	2地点 (放流水及び下流側地下水観測井)
臭気調査	悪臭防止法を準用した処分場敷地境界等 での嗅覚試験(24hrs.調査) 緊急対策工事関連として、工事終了後に 実施	1回 H16～	東側敷地境界： 2地点 処分場近傍： 1地点

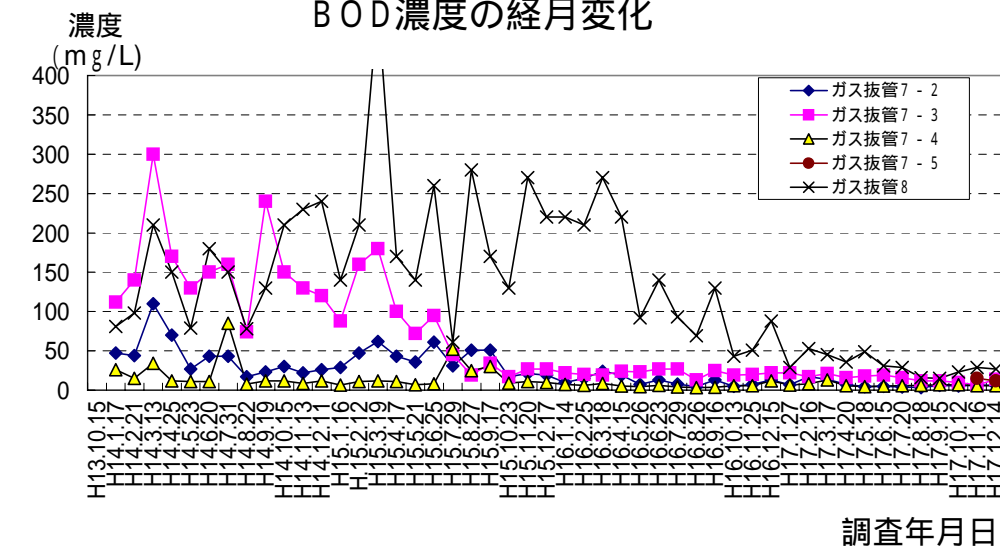
硫化水素濃度の経月変化



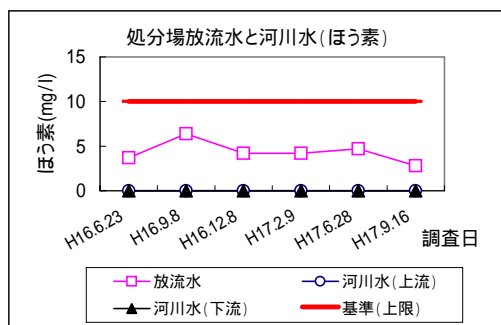
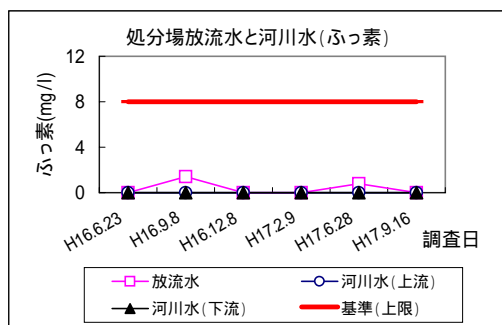
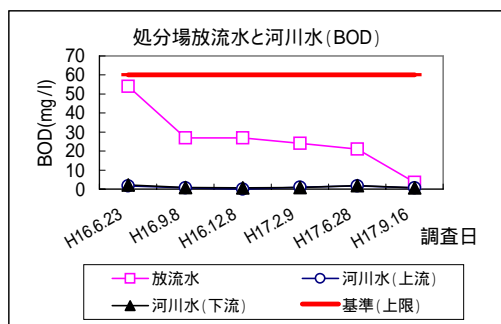
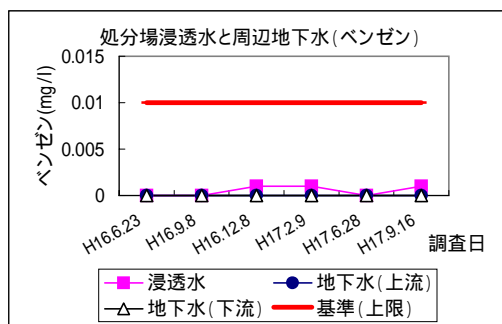
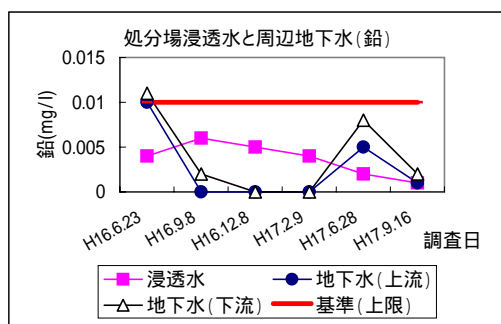
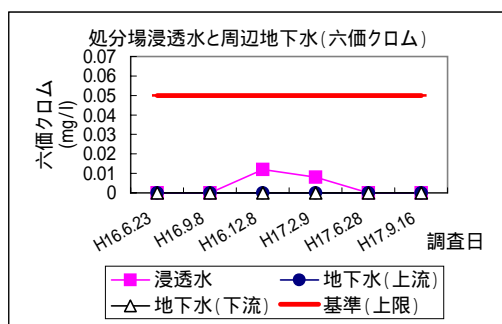
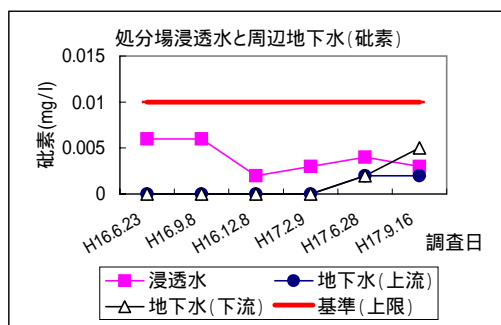
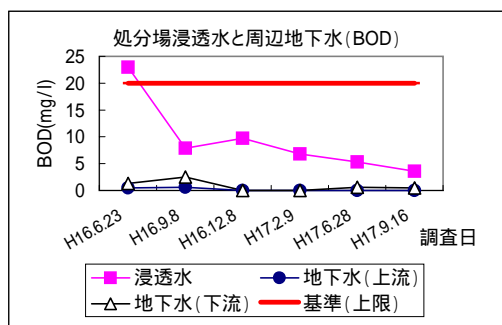
H16ボーリング孔観測井の硫化水素濃度



BOD濃度の経月変化



水質調査の結果



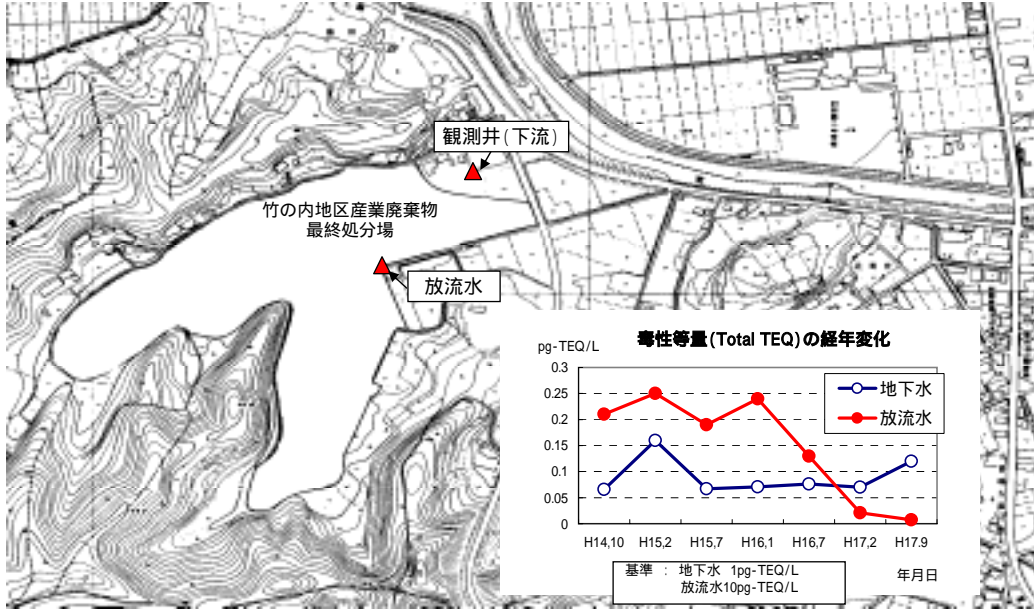


図 処分場放流水及び下流側周辺地下水観測井でのダイオキシン類調査地点と結果
 (注) H17年9月の地下水の結果については、十分な試料量が確保できなかったため、参考値である。